

みんなで守りましょう 子どもたちの人権

〔学校行事にも見える子どもの権利〕例えば、「学校保健委員会」「子どもフォーラム」「校則見直し検討委員会」は、参加する権利の行使です。

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

【表1 日本国憲法の条文】

ご存じのように、人は生まれながらにして基本的人権を持っています。表1のように、日本国憲法第11条にも明記してあります。憲法では第13条で個人の権利の尊重、第14条では法の下での平等も謳（うた）っています。

生まれながらですから基本的人権は子どもたちにも適用されますが、子どもたちには子どもたちの権利もあります。その権利が示されてあるのが「子どもの権利条約」です。



子どもたちが持つ4つの権利



- ・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- ・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- ・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
- ・差別の禁止（差別のないこと）

【表2 子どもの権利条約 四つの原則 *引用元 ユニセフホームページ】

子どもの権利条約は、1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しています。表2は四つの原則です。この原則をもとに、子どもたちの権利を4つ定めています。それが、図1に示したものです。

 <p>生きる権利</p> <p>住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること</p>	 <p>育つ権利</p> <p>勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること</p>	 <p>守られる権利</p> <p>紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること</p>	 <p>参加する権利</p> <p>自由に意見を表したり、団体を作ったりできること</p>
--	--	--	---

【図1 子どもたちの4つの権利 *引用元 ユニセフホームページ *裏面に拡大版を記載しています】

- 生きる権利…「朝ご飯を食べる」
「体調不良時に受診する」
- 育つ権利…「勉強できる環境で学習する」
「友達と遊ぶ時間がある」
- 守られる権利…「家庭内暴力や養育放棄にさらさない」
「過負担な作業をさせられない」
- 参加する権利…「自分の考えをいう」

【表3 子どもたちの4つの権利】

当然のこととして、これらは普段から行使される権利です。日常生活で例えると、表3のようなことです。換言すれば、私たち大人は普段から子どもたちが権利を行使できるように環境を整えなければなりません。

これら権利を理解したうえで、学校と家庭が連携して子どもたちを育てていければと思います、子どもたちの未来のために…。



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること